

報 第 4 7 号

専決処分報告について

(自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について)

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)9月12日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 2 7 号

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市所有の自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）9月6日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市の過失割合を1割、相手方の過失割合を9割とし、相手方は、本市所有の自動車の損害額（171,160円）のうち、90パーセント相当額（154,044円）を負担するものとする。また、相手方は、相手方所有の自動車の損害に対する損害賠償請求権を行使しないものとし、柏崎市は、相手方に対し損害賠償金を支払わないものとする。	円 0